（建築基準法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の建築基準法施行規則（以下この条において「新施行規則」という。）第六条の六の表の㈢項のは欄の登録を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができる。新施行規則第六条の十四において読み替えて準用する第三条の二十の規定による登録防火設備検査員講習事務規程の届出についても、同様とする。

2　第一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の建築基準法施行規則（以下この条において「旧施行規則」という。）第四条の二十第一項第二号の登録、同条第二項第二号の登録又は同条第三項第二号の登録を受けている講習は、それぞれ新施行規則第六条の六の表の㈠項のは欄の登録、同表の㈣項のは欄の登録又は同表の㈡項のは欄の登録を受けている講習とみなす。

3　施行日前に旧施行規則第四条の二十第一項第二号の登録、同条第二項第二号の登録又は同条第三項第二号の登録を受けた講習を修了した者は、それぞれ新施行規則第六条の六の表の㈠項のは欄の登録、同表の㈣項のは欄の登録又は同表の㈡項のは欄の登録を受けた講習を修了した者とみなす。

4　小荷物専用昇降機及び防火設備（第一条の規定の施行の際現に存するもの又は施行日から平成二十九年五月三十一日までの間に建築基準法第七条第五項又は同法第七条の二第五項（いずれも同法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。）に関する同法第十二条第三項の規定による報告に対する新施行規則第六条第一項の規定の適用については、平成三十一年五月三十一日までの間は、同項中「おおむね六月から一年まで（ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、一年から三年まで）の間隔をおいて特定行政庁が定める時期（次のいずれかに該当する場合においては、その直後の時期を除く。）」とあるのは、「平成二十八年六月一日から平成三十一年五月三十一日までの間で特定行政庁が定める時期」とする。

5　第一条の規定の施行の際現に存する防火設備に関する建築基準法第十二条第四項の点検に対する新施行規則第六条の二第一項の規定の適用については、平成三十一年五月三十一日までの間は、同項中「一年（ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、三年）以内ごと」とあるのは、「平成三十一年五月三十一日までの間」とし、同条第二項の規定は、適用しない。

6　新施行規則第十二条の規定の適用については、施行日から平成二十九年五月三十一日までの間は、同条ただし書中「第五号」とあるのは「第二号」と、「第七号まで」とあるのは「第七号まで、第十四号及び第十五」と、別記第三十七号の六様式から別記第三十七号の二十一様式まで中「地方機構北海道開発局長」とあるのは「国土交通大臣又は地方機構北海道開発局長」とする。

7　第一条の規定の施行の際現にある同条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（次項において「旧機関省令」という。）第五十九条第一号に掲げる区分に従い建築基準法第六十八条の二十五第三項の規定による指定を受けている者は、施行日に第二条の規定による改正後の建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（次項において「新機関省令」という。）第五十九条第一号に掲げる区分に従い建築基準法第六十八条の二十五第三項の規定による指定を受けた者とみなす。

2　第二条の規定の施行の際現に旧機関省令第五十九条第三号の二に掲げる区分に従い建築基準法第六十八条の二十五第三項の規定による指定を受けている者は、施行日に新機関省令第五十九条第一号及び第三号の二に掲げる区分に従い建築基準法第六十八条の二十五第三項の規定による指定を受けた者とみなす。

○国土交通省令第十一号

青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第三十条の規定により読み替えて適用する同法第十一条、第十三条第一項、第二十八条第一項及び第二十九条の規定に基づき、この省令を制定する。

平成二十八年二月二十九日　国土交通大臣　石井　啓一

船員に関する青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則

（法第十一条の国土交通省令で定める施設）

第一条　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号。以下「法」という。）第三十条の規定により読み替えて適用する法第十一条の国土交通省令で定める施設は、専修学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校をいう。以下同じ。）とする。

（法第十一条の国土交通省令で定める者）

第二条　法第三十条の規定により読み替えて適用する法第十一条の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。

一　公共職業能力開発施設（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項各号（第四号を除く。）に掲げる施設をいう。以下同じ。）又は職業能力開発総合大学校（同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校をいう。以下同じ。）の行う職業訓練を受ける者であって修了することが見込まれるもの

二　独立行政法人水産大学校又は独立行政法人海技教育機構の行う船員の教育訓練を受ける者であって修了することが見込まれるもの

三　次に掲げる者であって、学校教育法第一条に規定する学校（小学校（特別支援学校の小学部を含む。）及び幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）を除く。以下「学校」という。）若しくは専修学校の学生又は生徒であって卒業することが見込まれる者及び前二号に掲げる者に準ずるもの

イ　学校又は専修学校を卒業した者

ロ　公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練を修了した者

ハ　独立行政法人水産大学校又は独立行政法人海技教育機構の行う船員の教育訓練を修了した者

ニ　学校教育法第百三十四条第一項に規定する各種学校（以下このニ及び第六条第二項第二号ニにおいて「各種学校」という。）に在学する者であって卒業することが見込まれるもの又は各種学校を卒業した者

ホ　学校若しくは専修学校に相当する外国の教育施設（以下このホ及び第六条第二項第二号ニにおいて「外国の教育施設」という。）に在学する者であって卒業することが見込まれるもの又は外国の教育施設を卒業した者

（求人の申込みを受理しないことができる場合）

第三条　法第三十条の規定により読み替えて適用する法第十一条の国土交通省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　求人者が青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令（平成二十八年政令第四号。以下この条において「令」という。）第二項第一号から第三号までに掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をした場合であって、法第三十条の規定により読み替えて適用する法第二十五条の規定による報告の求め（以下この条において「報告の求め」という。）により、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ　学校卒業見込者等求人（法第三十条の規定により読み替えて適用する法第十一条に規定する学校卒業見込者等求人をいう。以下同じ。）の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと（当該違反行為をした日を起算日とする過去一年以内において当該違反行為と同一の法律の条項に違反する行為（ロにおいて「同一違反行為」という。）をしたことがある場合その他当該違反行為が学校卒業見込者等（法第三十条の規定により読み替えて適用する法第十一条に規定する学校卒業見込者等をいう。以下同じ。）の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがある場合に限る。）